

令和2年第3回教育委員会定例会
(2月10日開会)

台東区教育委員会

○日 時 令和2年2月10日（月）午後1時05分から午後3時35分

○場 所 教育委員会室

○出席者

教 育 長	矢下 薫
教育長職務代理者	垣内恵美子
委 員	末廣 照純
委 員	高森 大乘

○出席者

事務局次長	酒井 まり
庶務課長	小澤 隆
学務課長	福田 兼一
児童保育課長	佐々木洋人
放課後対策担当課長	西山あゆみ
指導課長	小柴 憲一
教育改革担当課長 兼教育支援館長	倉島 敬和
生涯学習課長	久木田太郎
スポーツ振興課長	櫻井 洋二
中央図書館長	宇野 妥
子育て・若者支援課長	川口 卓志

○日 程

日程第1 教育長報告

1 協議事項

(1) 放課後対策担当

ア 旧竜泉中学校跡地における高齢者福祉施設等整備に伴う竜泉こどもクラブの仮移転について

(2) 生涯学習課

イ 令和元年度台東区区民文化財台帳登載及び指定について

2 報告事項

(1) 学務課

ア 中学校特別支援教室の実施について

(2) 児童保育課

イ 台東区次世代育成支援計画（第二期）について

- 3 令和2年3月の行事予定について
- 4 その他

午後1時05分 開会

○矢下教育長 ただいまから、令和2年第3回台東区教育委員会定例会を開会いたします。

本日の会議録署名委員は、高森委員にお願いいたします。

本日、神田委員は所用のため欠席でございます。なお、教育長及び在任委員の過半数の出席を得ておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により、本日の会議は有効に成立しております。

ここで、傍聴について申し上げます。

本日、会議の傍聴を希望する方については、許可することとしておりますので、ご了承ください。

なお、撮影または録音につきましては、所定の手続きを行った場合のみ、許可することといたしたいと思っております。

それではまず、審議順序の変更について、私から申し上げます。

日程第1、教育長報告の協議事項、放課後対策担当のア、生涯学習課のイ、教育長報告の報告事項、児童保育課のイについては議会報告前の案件であり、傍聴にはなじまないと思われま。

つきましては、順序を変更して、最後に聴取いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、そのように決定いたしました。

次に、関係職員の出席について、私から申し上げます。

教育長は、東京都台東区教育委員会会議規則第57条の規定により、必要に応じて関係職員を出席させることができることとなっております。

つきましては、日程第1、教育長報告の報告事項、児童保育課のイについては、子育て・若者支援課と密接に関係する案件であることから、子育て・若者支援課長に出席していただいておりますので、ご了承ください。

〈日程第1 教育長報告〉

2 報告事項

(1) 学務課 ア

○矢下教育長 それではまず、日程第1、教育長報告の報告事項を議題といたします。

はじめに、学務課のアについて、学務課長、報告をお願いします。

○学務課長 それでは、報告事項ア、中学校特別支援教室の実施について、ご説明いたします。資料の3をご覧ください。

中学校特別支援教室につきましては、平成30年7月24日の教育委員会におきまして、東京都教育委員会、中学校における特別支援教室の導入ガイドラインについて、といたしまして、東京都特別支援教育推進計画に基づく経緯と、令和2年度開始に向けての導入スケ

スケジュールをお示ししておりました。

ここで、改めて、令和2年4月より、中学校におきまして、特別支援教室を実施することについて、ご報告いたします。

まず、項番1、特別支援教室導入の目的でございます。現在は、生徒が御徒町台東中学校まで移動して指導を受けておりますが、在籍校内で指導を受けることにより、異動の負担をなくし、より多くの生徒が支援を受けられる体制とすることを目的としております。次に、項番2、特別支援教室とは、全ての学校に指導の場を設置し、特別支援教育を担当する教員が各校を巡回して指導する方式で、本区の小学校では、平成29年度より、実施しております。

次に、項番3、対象となる生徒は、これまでの情緒障害と通級指導学級の対象と変わらず、本区の区立中学校の通常学級に在籍し、その学習の概ね参加できるものの、一部に特別な指導を必要とする、知的障害のない発達障害・情緒障害のある生徒でございます。

次に、項番4、指導方法でございます。担当教員は、拠点校を本務校、巡回校を兼務校として、巡回日は当該校の教員として勤務いたします。指導内容は、障害による学習上または生活上の困難を改善あるいは克服するための指導となり、個別または2～3人の小集団で、自己理解やコミュニケーションのトレーニングといった自律活動を主といたします。

教科学習を取り入れる場合につきましては、いわゆる補修という形ではなく、本人の特性にあった学習方法を身につけるための指導となります。

次に項番5、拠点校と巡回校についてでございます。小学校は区内19校に対し、4校の拠点校をさだめてグループ化しておりますが、中学校は、御徒町台東中学校を拠点校とし、他6校が巡回校となります。

最後に、項番6、スケジュールでございます。令和2年度4月の指導開始に向け、現在は教室環境整備に必要なエアコン等の整備や物品の購入を進めるとともに、利用希望者相談等を行っております。

説明は以上でございます。

○矢下教育長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませんか。

○末廣委員 この巡回の場合、教員がどのようなスケジュールで各校を回るのかをちょっとお伺いしたいのですが。

○学務課長 現在のところでいいますと、教員3名程度が、全校の、これから対象となる人数は決まっていくのですが、週1回程度、まわって授業をするというような形になるかと思えます。

○垣内委員 今ご説明がありましたが、まだ、総数がわからないということですが、3名の教員の方を配置するということなので、一定程度の想定があるかと思えます。想定される人数と、これでこの3名の先生方で十分週1の授業が展開できるかどうかというあたりについて、補足説明をお願いします。

○学務課長 想定といたしましては、去年の6月に、東京都のほうから、人員がどの程度

か数字を示すように言われておりまして、その前年度に利用していた方々にアンケートを取りまして、大体27名程度という形で想定しておりますが、今現在、相談していただいている件数が、若干多くなっておりまして、40名ちょっとの相談はございますが、これから審査委員会のほうで人数は確定するということでございます。あとは、小学校におきましても人数が年度途中で増えました場合には、その巡回する先生が工夫をしていただいて、調整をしていただいているというところでございます。

あとは、特別支援教室になりますと、その巡回する先生のほかに、支援をする非常勤の職員が東京都から配置をされるということで、その方も含めて指導をしていくというところでございます。

○垣内委員 もう一ついいですか。これ、発達障害、情緒障害とありますけれども、分けてなされるのか、あるいは一緒ということなのか。それぞれ、障害によって対応が違うものなのでしょうか。

○学務課長 その障害の程度とかにもよりますので、その個々の特性に応じて授業というか、教育の仕方を変えていくというところでございます。

○末廣委員 現在、小学校でやっていますが、その指導の先生は、小学校のほうでは何人くらいいるのでしょうか。

○学務課長 24名です。

○末廣委員 この全ての学校でできるようになったというのは、非常に進歩ですよね。児童生徒にとってはいいことだと思います。

○高森委員 巡回指導員の数ですけども、小学校は24名で、対象となっている児童数は何人くらいいるのでしょうか。

○学務課長 令和元年度237名でございます。

○高森委員 今回の中学校のほうは、都に申請したときは27名で見積もって申請をしていて、3名の配置をいただいておりますが、これが例えば対象の生徒数が増えた場合には、その加配・増員はできるのでしょうか。

○指導課長 途中での追加というのはございません。

○高森委員 では、年度がかわれば、また新たに申請をして加配をいただくことはできるのでしょうか。

○指導課長 学務課長がご説明申し上げましたように、6月時点で、次年度の見込み、この段階が一つの基準になってまいります。

○高森委員 わかりました。

○矢下教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、学務課のアについては、報告どおり了承願います。

3 令和2年3月の行事予定について

○矢下教育長 次に、令和2年3月の行事予定について、庶務課長、報告をお願いします。

○庶務課長 それでは、令和2年3月の教育委員会の行事予定について、ご説明をさせていただきます。資料の5をご覧ください。

3月は、定例会が9日月曜日、31日火曜日に予定されております。9日は2時から、31日は2時半からになっております。

また、年度末ということでございますので、12日木曜日に保育園の修了お祝いの会、17日火曜日に幼稚園とこども園の修了式、19日木曜日に中学校の卒業式、24日火曜日に小学校の卒業式が予定をされております。各委員の先生方には、ご挨拶等をお願いしているところでございます。よろしくお願いたします。

また、そのほかにも、柏葉中学校の特別支援学級卒業を祝い励ます会等がございます。よろしくお願いたします。

その他ということで、下段でございますが、3月7日土曜日の柏葉中学校の立志式などの行事が予定されているところでございます。

私からの説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○矢下教育長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませんか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、令和2年3月の行事予定については、報告どおり了承いたします。

4 その他

○矢下教育長 その他、何かございますでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、会議の冒頭に申し上げましたとおり、これより議会報告前の案件について、聴取いたしたいと思っております。

恐れ入りますが、傍聴人の方はご退室をお願いいたします。

(傍聴人退室)

〈日程第1 教育長報告〉

1 協議事項

(1) 放課後対策担当 ア

○矢下教育長 それでは、日程第1、教育長報告に入ります。

まずは、協議事項を議題といたします。

放課後対策担当のアについて、放課後対策担当課長、説明をお願いします。

○放課後対策担当課長 協議事項ア、旧竜泉中学校跡地における、高齢者福祉施設等整備に伴う、竜泉こどもクラブの仮移転について、ご説明いたします。資料1をご覧ください。

項番1、概要でございます。現在、旧竜泉中学校跡地を活用いたしました高齢者福祉施設

設等の整備が計画されております。新施設は、特養棟と地域棟から構成され、竜泉こどもクラブについては、地域棟内に整備される予定になっております。これに伴いまして、新施設が整備されるまでの期間、仮施設を設置し移転いたします。

項番2、竜泉こどもクラブの現況でございます。(1)所在地は、旧竜泉中学校内にございます。(2)定員は100名のこどもクラブでございます。

項番3、仮移転先ですが、旧竜泉中学校の敷地内に設置する仮施設に移転いたします。

項番4、仮移転の期間は、令和3年4月から令和6年3月までを予定しております。

項番5、予算額(案)でございます。仮施設の経費といたしまして、令和2年度から令和6年度まで、債務負担行為限度額1億1,500万円を設定しております。

項番6、今後のスケジュールでございます。令和2年第1回定例会の区議会子育て・若者支援特別委員会に報告をいたしまして、令和2年3月以降、竜泉こどもクラブを利用する保護者等に対し、令和3年度から仮施設に移転して運営することを周知いたします。

以下、資料のとおりでございます。

説明は以上です。ご協議の上、ご決定いただきますよう、お願いいたします。

○矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

○高森委員 かなり移転期間が長いのですが、大規模改修の扱いになるのですか。それとも部分的な改修になるのでしょうか。高齢者福祉施設等の整備だけで、3年間くらいかかるのか。

○放課後対策担当課長 高齢者福祉施設等ということで、新たに、今ある校舎を壊して、新たに施設が整備されると聞いております。

○高森委員 そうですか。わかりました。

○末廣委員 このスケジュールですと、6月から受注設計ということですがけれども、大体どんなようなものができるかというのは、青写真みたいなのは、一応あるのですか。

○放課後対策担当課長 こちらに書いておりますものは、竜泉こどもクラブの仮設の建物の実施設計として、高齢者施設等につきましては、高齢者の部門のほうで、これから設計というものがやられるというふうに報告がありました。

○末廣委員 これからなんでしょうけれども、ここに書いてある特養棟とか地域等というのは、具体的にある程度イメージがあるのですかね。

○放課後対策担当課長 詳しい内容につきましては、ちょっと私どものほうでは把握はしておらないのですが、棟が二つできるという計画があって、中身については、これから設計がなされるというようなことでお伺いをしています。

○垣内委員 この仮施設、令和3年から令和6年までって、結構長いので、お子さんによっては、ここの仮施設で過ごしてご卒業されるという方もいらっしゃると思うのですが、この仮施設自体は、最低限の基準は満たしていると思うんですけども、具体的にどのくらいのを想定されているのか、もし現時点で何かお考えがあれば、教えていただけますか。

○放課後対策担当課長 現在、竜泉こどもクラブの定員が100名でございますので、同規模のものということで考えております。ただ、工事本体の、そこは高齢者の施設とかがあります関係もありまして、およそ200平方メートル程度の敷地は確保している、たてものだけで、確保しておるところでございます。

○垣内委員 設備なんかも十分なものをご用意される。つまり、仮といいながら、やっぱり一定程度の水準は多分確保する必要があると思うのですけど。

○放課後対策担当課長 こどもクラブは基準がございますので、例えば、男女別のトイレ、だれでもトイレ、それから静養するスペースなども取ることということが決められております。そういった設備、それから、以前も申し上げましたとおり、子供一人当たりに対して、必ず1.65㎡以上ということは言われておりますので、そちらのスペースを確保するだけの部屋は、クラブ室ということで、用意しておるところでございます。

○垣内委員 現在のこどもクラブにある。例えば図書とか、さまざまな、なんていうのですかね、いろいろな玩具とかですね、そういったものも全部持ち込みということでよろしいでしょうか。

○放課後対策担当課長 おっしゃっているとおり、今ある図書ですとか遊具は、基本的には持ってそのまま行くという形になります。

○高森委員 旧竜泉中学校に入っていたものは、このこどもクラブだけですか。

○庶務課長 今年度につきましては、坂本保育園が、工事しておりましたので、坂本保育園が仮園舎として使っておりまして、そろそろですね、3月の上旬には工事が終わりますので、3月の第1週で引っ越しをして、もとのところに戻りまして、そちらで修了お祝い会をやる予定になっております。

○矢下教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、放課後対策担当のアについては、協議どおり決定いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、協議どおり決定をいたしました。

(2) 生涯学習課 イ

○矢下教育長 次に、生涯学習課のイについて、生涯学習課長、説明をお願いします。

○生涯学習課長 それでは、令和元年度台東区区民文化財台帳登載及び指定についてご説明いたします。お手元の資料2をご覧ください。1月27日に教育委員会の付属機関である、台東区文化財保護審議会より、区民文化財台帳登載及び指定について、6件の答申があったものでございます。

初めに、区民文化財指定でございます。資料2ページをご覧ください。有形文化財（考古資料）として、台東区教育委員会が所有いたします、「菊屋橋二丁目遺跡出土黒楽茶

碗」でございます。本資料は、江戸時代に人員密集地でありました、元浅草四丁目5番地点から平成3年に出土したものでございます。「楽焼」の古手の製品と推測され、保存状態も良好で、貴重なものでございます。

次に、3ページでございます。区民文化財台帳登載及び指定でございます。有形文化財（彫刻）として、浅草寺が所有いたします、「木造観音菩薩立像」1躯でございます。本像は頭頂から台座まで、1材から彫り出しております。制作年代は平安時代中期に遡り、区内でも最古の作例に属し、優れた造形力を示す仏像として貴重でございます。

続きまして、4ページをご覧ください。こちらは、台帳登載でございます。有形文化財（典籍）として、長安寺が所有いたします、「長安寺版木」4面でございます。本版木は、江戸時代中期から近代までの多彩な信仰に関わる資料でございます。谷中七福神のひとつである寿老人像をまつる長安寺に関する資料であり、人々のさまざまな信仰を考える上で重要なものでございます。

続きまして、5ページでございます。有形文化財（典籍）として、総持院が所有いたします、「総持院版木」3面でございます。本版木には、クマへお願いする案内や護符などの図があり、幕末から近代までの総持院及び合寺した金輪寺に対する信仰の一面を伝える上で基調な資料でございます。

恐れ入りますが、6ページをご覧ください。有形文化財（考古資料）として、台東区教育委員会が所有しております、「下谷同朋町遺跡出土近世資料」でございます。本資料は、江戸詰の役人である、同朋衆の拝領屋敷地であった、上野三丁目26番地点から出土したものでございます。出土品には、鍋島藩窯や瀬戸美濃産陶器の優品、琉球産壺などが見られ、台東区の歴史を考える上で貴重な資料でございます。

最後に7ページでございます。有形民俗文化財として、株式会社吉徳が所有いたします、「吉徳これくしょん（五月人形）」96点でございます。吉徳これくしょんは、人形玩具研究の第一人者であった吉徳十世・山田徳兵衛氏が、昭和初期から研究資料として収集した品々を母体としております。現在、吉徳資料室が資料の保存と活用に勤めておりますが、今後の長期的な保存・活用のため、資料を種別ごとに目録を作成させていただいた上で、順次区民文化祭としております。同コレクションにつきましては、27年度以降、和書や古文書・羽子板などを区民文化財台帳に登載しております。資料の区民文化財台帳登載及び指定により、台帳登載数は、合計で233件、その内指定文化財は64件となります。今後とも、区内文化財の保存及び活用を図ってまいりますので、よろしく願いいたします。

ご説明は以上でございます。

○矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

○垣内委員 すばらしいお宝がいっぱいあって、いいなと思いましたがけれども、この例えば、2ページの黒楽茶碗とか6ページのさまざまな出土品は、これは台東区教育委員会が所蔵しているということになるのでしょうか。

○生涯学習課長 そのとおりでございます。

○垣内委員 これはどこで、例えば展示その他はされるのでしょうか。

○生涯学習課長 現在、固定した、紹介するスペースといたしましては、生涯学習センターの3階のほうで紹介スペースを設置させていただいております。ただし、文化財のご紹介といたしましては、例年台東区の文化財という冊子等をつくらせていただいて、適宜周知に励ませていただいているところでございます。

○垣内委員 その冊子は、ウェブ上も掲載でしょうか。

○生涯学習課長 冊子そのものをウェブ上では掲載してはおりませんが、指定掲載させていただいた文化財につきましては、適宜インターネット上に掲載させていただいているところでございます。

○垣内委員 そうではなくて、メタ情報だけですか。画像も込みで。

○生涯学習課長 必要に応じて写真等は掲載させていただいているところでございます。

○垣内委員 なかなかすばらしいものだと思うので、ぜひ、ほかの個人所有というんですかね、法人所有のものだったりすると、なかなか所有権との関係とかもあるかもしれませんけれども、できるだけ情報発信をしていただけるとな、というふうに思っております。

これはお願いです。

○矢下教育長 たしかに、見てもらう場所が少ないよね。冊子をつくっていますけど。

○末廣委員 吉徳これくしょんの吉徳資料室の、これは公開はしないんですか。資料室のそのものを。

○生涯学習課長 吉徳これくしょんにつきましては、吉徳さんの本社のほうに展示スペースを設けていらっしゃるようですので、そちらにつきましても、常時公開ということではありませんが、適宜吉徳さんの判断でご紹介をされていらっしゃるという状況です。

○末廣委員 年に何回か公開することがあるのですか。

○生涯学習課長 そのとおりでございます。

○末廣委員 そういう場合は、区のほうに連絡があるのですかね。

○生涯学習課長 吉徳さんのほうから、適宜公開のタイミングについてのご案内はいただいているところではございません。

○高森委員 例えば、寺院を改築するといったときに、いろいろなものが発見されることがあるのですが、そういった発見されたものというのは、報告は上がってくるのでしょうか。それとも、その寺院の判断で処分されたりしてしまうことがあるのでしょうか。

○生涯学習課長 大規模な改築であるとか、建物をつくる場合、当然下のほうを掘っていく場合がございます。その場合、文化財に相当するもの等が出てきた場合につきましては、こちらにもご連絡いただいて、生涯学習課の調査員のほうが立ち会いのもと、発掘等の確認をさせていただいているという状況になってございます。

○高森委員 下もそうですけど、建物の中にも、棟札などいろいろとありますよね。そういったものが、所蔵されていることがあって、それも含めて、報告はする義務があるわけですよね、所有者は。

○生涯学習課長 基本的に、建物の中で、組み込まれていたものとかが出てきた場合、それが文化財に相当するという判断がされれば、当然ご連絡をいただくことにはなるのですが、ただ、それがやはり実際に取り壊す方とかが、そういう判断をちゃんとできるかどうかというところには、課題はあるかとは思いますが。

○高森委員 その所有者の判断に任されてしまうのですね。下に埋まっているものもあって、工期が延びてしまうということもあるので。ただそれについて、教育委員会として、そういった古い遺物や遺構が埋蔵されている可能性がある場合は、事前に何かお知らせしておく必要もあるのかなと思うのですが、それは何かやっていらっしゃいますでしょうか。

○生涯学習課長 当然、大規模な開発等に伴いまして、出土されるケースなどはございます。それに当たりましては、開発事業者等の方に対しまして、必要な周知等を行っております。当然、今後もそういったケースも出てくるかと思っておりますので、引き続き周知等に努めていきたいと考えております。

○垣内委員 ちょっと補足で、文化財保護法で、埋蔵文化財というジャンルが広がって、文化財の包蔵地という、多分埋まっているだろうというところが、全国で何十万件とあるんですけれども、多分台東区にも若干あるものではないかと思われまして。そこを再開発する場合には、事業者が調査をするということが義務づけられていて、よく、訴訟になるのですけれど。お金の負担を巡って。そういう仕組みはあります。

基本的に最近、お寺さんは、割と文化財で市場価値もあるということに気がつかれて、壊すというよりは市場に流通するか、あるいは、それを文化財として指定してもらおう。指定されると、修復にかなりの金額の助成金が出ますし、そのかわり原状回復ができないとか、いろんな制約がかかりますけど、それが一つのお寺さんのお宝として認められるということなので、昔に比べると、一律に壊すということはなくなってきてはいると思います。

○矢下教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、生涯学習課のイについては、協議どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

2 報告事項

(1) 児童保育課 イ

○矢下教育長 次に、教育長報告の報告事項を議題といたします。

はじめに、児童保育課のイについて、児童保育課長、報告をお願いします。

○児童保育課長 それでは、台東区次世代育成支援計画（第二期）について、ご報告をいたします。

本件は、区長部局の区民部子育て若者支援課が所管するものでございますが、教育委員会に関する部分がございますので、本委員会にも報告をするものでございます。資料4をご覧ください。

まず、項番1、パブリックコメントの実施結果でございます。恐れ入ります。添付の別紙1をご覧ください。別紙1、パブリックコメントの実施結果でございます。この別紙1の一番上の表をご覧ください。意見の募集期間は令和元年12月9日から約1カ月間で、意見受付場所は記載の合計163カ所でございます。意見の受付件数は45人から98件でございました。意見の詳細につきましては、後ほどご確認いただければと存じますが、複数のご意見があったものとしましては、まず多胎児のフォロー、それと保育園の整備、区立幼稚園に対するご意見、その他、児童館、子ども家庭支援センター、子供食堂に関するご意見などがございました。

恐れ入ります。先ほどの資料4を再度ご覧ください。項番の2番です。中間のまとめからの主な変更点です。表の1行目、児童の権利に関する条約の追加から、7行目の再犯防止の観点の文言追加までは、所要の文言変更や文言追加でございます。下から2行目に記載の教育保育の量の見込み及び確保数の数値の追加につきましては、中間のまとめ時点では、保育所等の令和2年4月の入園申請の状況などを踏まえ算出するため、算定中として空欄にしておりましたので、今回、計画の冊子にてご説明をいたします。

恐れ入ります。添付してある、厚めの別紙3の計画の冊子の122ページをお開きください。こちら、122ページ・123ページのこの表が、今後5年間の需要推計を行い算出した教育・保育の量の見込み及び確保方策になります。表の見出しを含めて3行目、Aの量の見込みのところ、これが、1号、2号、3号といった、それぞれの認定区分の需要の推計でございます。その下B、確保数。これが今後の整備の計画となります。保育の施設につきましては、需要推計で今後も増加するとしておりますので、保育の施設については、その需要の増加に合わせて、施設の整備を進めていく計画としております。一番下段の網かけされているC、過不足数の欄をご覧ください。こちらの過不足数がゼロ以上であれば、需要に対して確保数が上回っている、需要に対して充足されたことを示しているんですが、令和2年度の時点では、この時点では、まだこの3号認定のところ、量の見込み、需要の推計を確保数が下回っており、マイナスの表記となっております。これが令和3年度以降になりますと、確保数が需要推計を上回り、プラスとなっているというような計画でございます。

恐れ入ります。続きまして、添付の別紙2をご覧ください。タイトルに追加事業一覧と記載している、別紙の2をご覧ください。こちらの別紙の2は現行の計画からの追加事業の一覧でございます。中間のまとめから新たに追加した三つの事業について、ご説明いたします。

1ページの上から4行目、ナンバー13、多胎児家庭支援です。こちらは来年度以降充実させる施策の個別事業として、新たに位置づけたものでございます。

2ページをご覧ください。下から4行目、ナンバー169、居住支援協議会、それと一番下

の行、ナンバー190、ひとり親家庭の家計改善支援、この二つの事業については、昨年11月に閣議決定された子どもの貧困対策大綱に新たに記載されたため、個別事業に追加いたしました。

恐れ入ります。また再び資料4にお戻りください。項番5、今後のスケジュールでございます。この計画につきましては、2月18日に開催される、区議会の所管委員会に報告した後、令和2年3月下旬に計画を発行いたします。

説明は以上でございます。

○矢下教育長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませんか。

○末廣委員 別紙2の、その追加事業一覧ですね。ここの中で、1ページ目の69番ですか、国際理解重点教育ということで、このように出ておりますが、実際にこのTOKYO GLOBAL GATEWAYとか、みんな検討なのですが、具体的にEnglish Summer Schoolなんかも、どういうプログラムというのは、もうある程度具体的に出ているのでしょうか。

○指導課長 TOKYO GLOBAL GATEWAYにつきましては、小学校6年生を対象に都の施設、TOKYO GLOBAL GATEWAYに行つて、海外に行ったような体験をさせるという事業でございます。

English Summer Schoolにつきましては、主に中学校2年生を対象に、夏季休業中に希望者を集めて、ALT一人に生徒四、五名という程度で英語だけの会話をしていくプログラムでございます。

○末廣委員 すると、令和2年度からこれが始まるわけですか。

○指導課長 そのとおりでございます。

○末廣委員 では、続けて、その別紙2が続いていますが、2ページ目のやはり子供の貧困の問題ですね。あるいは、児童虐待の防止等ですね、今、非常に日本全体で問題になっているところに対する取り組みがこのように明確に出ているのですが、例えば137番のこの子供の貧困問題に関する教職員の理解増進というのは、具体的に、この子供の貧困問題というのを、ある程度数字とか何かをもとに教習を行っているのかということをお教えください。

○指導課長 決して学校ごとの、例えば受けている世帯数の割合とかというものを示すということではなく、貧困という言葉は余り使いませんが経済的に困難な家庭の場合において、このような傾向に陥る場合があるということを踏まえた上でのご対応をというような、そのような指導をしております。

○末廣委員 そういう意味ですね。わかりました。

それから、あと139番のその虐待の防止なんですけど、現在台東区には児童相談所はないんですね。

○子育て・若者支援課長 台東区にはございません。

○末廣委員 これは、設置について検討するということですが、ここに出ているのは。最後の行のところ、児童相談所の設置について検討しますとあるんですけど、これはある程

度具体的な検討が始まっているのでしょうか。

○子育て・若者支援課長 児童相談所につきましては、23区の設置ができるような法律改正がありまして、来年度は世田谷区・江戸川区・荒川区が設置という方向でもう動き始めている状況です。ただ、今、人がなかなか育成するのに時間がかかるというのもありまして、すぐに23区一律には設置が難しいだろうということで、まずは先行する区に協力をして、台東区としては、都と連携を深めながら、目の前にある虐待をまずは進めて行こうということで、検討しつつ、目の前の虐待対策をしているというような状況ではございます。

○末廣委員 その場合は、都のほうから全面的な補助というのですか。

○子育て・若者支援課長 実は、都から財政的な支援というのは、まだ明確に示されていないのが現状でございます。

○末廣委員 ほかの3区ではどうですか。

○子育て・若者支援課長 3区につきましても、まだ明確に財政負担をどこまでするか問うのは、今協議の最中でございます。

○末廣委員 一つの区でこの相談所をつくるというのは大変なことだと思うのですが、自前ではとてもできないのではないかと思いますけどね。

○子育て・若者支援課長 特別区もさまざま人口規模が違いまして、政令指定都市は設置するようになっているのですけれども、世田谷区に行きますと80万とか、そういった人口があるところは、各區で設置するのがやっぱり望ましいだろうということで、先に動き出しをしているのですけれども、台東区においては、20万人規模というのもありまして、自區で設置するのがいいのか、今までどおり東京都と連携するのがいいのかというところは見定めていかなければいけないなと思っています。

○末廣委員 そうですか。すると、今、台東区は、ここにある子ども家庭支援センターが中心になって児童虐待防止の仕事をやっているんですか。

○子育て・若者支援課長 そのとおり、子ども家庭支援センターで行っております。

○末廣委員 わかりました。続けて申し訳ないんですが、181の、その母子家庭の問題ですよね。それで、補助金をこういう家庭には助成するということですが、実際にそういう認定する母子家庭といいますかね、それは現在台東区では何件くらいその援助が必要なのでしょうか。

○子育て・若者支援課長 実はこの2ページの181と書いています協議会助成というものは、母子寡婦協議会という一人親の支援をして行く協議会自体に、団体としての助成をしているものでございます。別の視点として、支援が必要な一人親家庭等につきましては、児童扶養手当というもので現金を支給しているのですけれども、その世帯に関しては、1,000人前後で毎年推移をしているというような状況でございます。

○末廣委員 わかりました。

あと、一番下の190番ですが、その家計管理に関するアドバイスというのは、具体的にはどういう。今は検討ということですが、どういうことを考えているんですか。

○子育て・若者支援課長 現在も一人親の方の相談、面接等を年に1回、最低でもやっておりまして、手当を支給して、その手当を計画的に使えない方、使わない方それぞれいらっしやいまして、使えない方というか、そういったその家計をどういうふうにやりくりしたらいいだろうか、なかなか自分ではわからないという人、そういった方に関して、ちょっと特化をして、やはり支援をして行く必要があるのだろうということで、今後ちょっと、そのように、具体的に家計簿をつけるところからになるのかもしれないですけども、人それぞれによって、やはり家計、お金の使い方というのはありますので、その分専門家の知恵もお借りしながら、進めてまいりたいと思っていますけれども。

○末廣委員 その家庭のほうからいろいろと相談事があったときにアドバイスをするのですか。

○子育て・若者支援課長 これまでは、相談があったときにアドバイスをしているのですが、相談があったときではなくて、一般的にこういう家庭管理がありますとか、そういったところを踏まえてやっていきたいなというのが、今回の趣旨でございます。

○末廣委員 あと、いろいろとあるのですが、3ページの218番ですが、これはいろいろな助成をしているということですが、現実に関今これだけのことで助成をしているという、令和元年度、現実こうだという数字ですか。

○児童保育課長 こちらの令和元年度はそうですね。今、これだけの対象者がいらっしやるといってところになっております。

○末廣委員 特に私立幼稚園が133というのは、これは特に突出して多いということでもないのですか。

○庶務課長 特に突出しているとかということではなくて、要件がありまして、それを満たした形でご申請いただいて、交付をしているということでございます。

○垣内委員 2点お尋ねしたいと思います。まずこの別紙2の2ページの169番ですが、住環境の整備ということで、これは令和元年、現況で実施されていて、令和6年度目標としても継続実施ということなんですけれども、これ、実施されてかなり効果があるものなんでしょうかというのが1点、2点目は、この別紙の3の厚いほうがいいかと思っておりますけど、108ページのところで、奨学金と進学支援貸付。現状でも200件近くの件数があるわけですが、これはまず貸付だと思うので、返済はされているんでしょうかということと、実際、この増えていくことはないということではないでしょうか。それから、進学支援貸付事業に関しては、目標、奨学金と違って目標値が示されていませんけれども、これはどういう趣旨なのか、ちょっとご説明いただければというのが2点目です。

○子育て・若者支援課長 まず1点目の別紙2の居住支援協議会なのですが、区では住宅課が所管して実施をしております、まず今年度は居住支援協議会を立ち上げたというところで、実施と書かせていただいております。

次に向かつては、事業内容の一番下から2行目に書いていますけれども、課題等の協議をして、支援策の実施とか、啓発を行っていくということで、それぞれ一人親家庭とか、

障害のある方、高齢の方に対する手住宅の支援ができるような窓口ができないかですとか、そういった支援策を今庁内で検討しておりまして、そういったところの実施をしていきたいというところで、同じく実施の文言ではあるんですけども、中身的なところで居住支援協議会としてできることをやっていきたいという趣旨でございます。

今は協議会を設置して、各不動産団体と区が連携をできる仕組みを整えたという状況で、あとは具体的な支援に移っていくというような状況で、ただ、ちょっと、明確にまだ書ける状況ではないので、実施していくということで書かせていただいております。

あとは、2点目の奨学給付金と進学支援貸付事務というところなんですけれども、一番上の奨学給付金につきましては、今まで貸付をしていたものを平成30年度から給付ということで、高等教育の無償化の関係で、給付に移らせていただいて、これはある程度収入等の関係もあって、見込みが立つというところで、給付件数というところを目標値として置いているんですけれども、下から2行目の進学支援貸付事務というものに関しては、あくまで貸付というところで、どのくらいの方が対象の方で貸付でいらっしゃるかもわからないというところで、こちらは返金の義務があるものではありませんが、数字としてはなかなか判断しづらいというところがございます、このような表記にしているところがございます。

○高森委員 1点目の質問は、パブリックコメントの3ページの基本目標2の(1)教育・保育施設の整備についてというところで質問をさせていただきます。パブリックコメントの10番、一枚めくって11・12、それから6ページ目の18・19の質問は、いずれも区立幼稚園の入園希望者の減少に対する区民、あるいは利用者の問題意識の表れと思われるのですが、コメントの中にも幾つか具体的な提案があって、例えば定員を調整してはどうかとか、こども園へ移行してはどうかだとか、区立園の余剰教室を保育へ利活用できないかといったような、具体的な提案があるようですが、いずれの意見に対しても区の考え方は同じ内容になっているのですね。全部同じ文言なのです。これについて、具体的に今回のこの次世代育成支援計画のどの部分でそれぞれの対応を図れるのか、その打開策というのを具体的に示せるというのか、あるいは示せていないのかというのが1点目。

それから、もう一つ、同じく、質問の18番の中に、幼稚園の必要性がわからないという厳しいご指摘があります。これは、このコメントを書いた方にどのような情報が伝わっているかわからないのですが、教育委員会として、これは必要性や意義が伝わってなかったという問題意識を持つべきではないかなというところがあって、このあたりもこれから伝え方の工夫が必要だと思います。幼稚園の教育がなぜ必要かということは伝えていくべきでしょう。

それから、同じ項目の、今度は14から17の質問、それから20番の質問ですが、14から17番は谷中地区で、10番からは池之端地区に、保育園の新設を求める声が高まっているということなのですが、14のほうの区の考え方を見ると、預かり保育や、延長保育や、長期休暇中の保育の対応までを、私立幼稚園頼みというところが、ちょっと気になるのですが、

これは区の教区・保育事業としては、いささか健全ではないのかなという気もしますが、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

○学務課長 先ほど、このパブリックコメントの中で、非常に多くの区立幼稚園に対する心配ということで書かれております。こちらにつきましては、やはり、回答が一緒にはなっていないのですが、入園希望者が減ってきてしまっている中で、区としてもいろいろな意見をいただいているものを検討しながら、例えば給食ですとか、あずかりですとか、いろいろなご要望ございますので、すぐにとというのはなかなか難しいとは思いますが、検討を進めて、少しでもニーズに応じていきたいということで、検討を進めていきたいと思っております。

また、この18番の区立幼稚園の必要性がわからないという厳しいご意見をいただいておりますが、一方で、区立幼稚園が非常に、21番ですね、区立幼稚園非常にいいですというご意見もいただいておりますので、こういった区立幼稚園の意義ですとか良さ、そういったものを改めて周知をして行かなければならないなと考えているところでございます。

○児童保育課長 保育園の整備につきましては、当然、その区内のある程度、待機児童の分布などもございまして、それを意識しながら、誘致などは進めてはいるのですが、実際その保育の施設に適した物件などの関係から、なかなかこういったご指摘のところの地域では、難しいという状況はございますが、引き続きこの解答にも書いてあるとおり、誘致の際にも、どこでもいいよというわけではなくて、こういった分布は私どもも意識しながらいろいろと対策は進めて行きたいと考えているところでございます。

○庶務課長 私立幼稚園の先生方とお話をする際に、やはり私立幼稚園の希望者が減少傾向であるということも背景としてあり、保育ニーズが高まっているということもあるので、待機児童対策の一環として、預かり保育等については、各それぞれの園が、園の経営の中でいろいろとご検討されているというところは聞いております。その中で、先ほども区の方にも触れさせていただいたのですが、各園の中でやはり、実際にその保育時間の延長を考えた場合に一番大きな課題となっているのが、幼稚園教諭の先生の確保、あと働き方改革等もあるので勤務時間の問題、あと実施場所の調整など、課題があるところがあるので。そこを検討しながら、私立幼稚園側のほうからも、区からのサポートと言いますか、そういったことも要望もいただいておりますので、今後また、私立幼稚園のほうとも協議をしながら、こういった方策がとれるのかどうか、検討していきたいというふうに考えています。

○高森委員 先ほどの122・123で、今後の量の見込みの推計ができるのですが、これまた非常に流動的で、条件によっては予想できないような展開になることもあると思うのですが、変化が大きいこの量の見込みの数値を見ていくと、スピード感を持ってやらないといけない部分があって、検討する期間が長くなればなるほど、立ち行かなくなる恐れもあるのかなということが考えられます。できるだけスピード感を持って対応いただきたいなと思っております。よろしく願いいたします。

もう一つ、今度はパブリックコメントの別紙1の6ページの業務目標の2の(2)多様な保育サービスの部分の、質問は25番になりますが、いつとき保育の利用条件が他の地域よりも厳しいというご意見がありましたけれども、他の地域、その事実がどうかということですね。それから、他の地域はどのように対応しているかというのが、もし情報があれば。

○児童保育課長 こちらの方の他の地域というのがどこであるかというのは、ご意見からははっきりしないのですが、本区のやり方としては、右側に書いてあるような流れになっておりますので、このはじめてのご利用をされる場合とかを本区の条件より緩くしているという、緩くという言い方もあれですが、その期間が直前ですとか、そういったことはあるというところは聞いているところはあります。

ただ、こちらにあるとおり、責任を持ってお受けするためには、本区として、十分な準備期間なども必要なもので、こういった運営はさせていただいているというところではあります。

○高森委員 もう1点いいでしょうか。

今度は、同じく別紙1の9ページの基本目標2の(3)、質問でいうと35番、保育士の離職問題について区の考え方の欄には、適切な園運営を指導しているというのがあるのですが、なかなかこれは難しい問題があって、具体的にどのような指導をされているのか、もしおわかりであれば教えてください。

○児童保育課長 このご意見につきましては、実際にいただいた意見には具体名が出ておまして、ちょっと私どものほうでも、この園とはやりとりはさせていただいている居状況で、事実確認等、あるいは今後どう進めて行くのかなどは、適宜意見交換などもさせていただいて、継続的に運営は見ている状況でございます。

○高森委員 わかりました。

最後に1点。今度は同じくパブリックコメントの11ページの基本目標の2の(3)、児童生徒の放課後の居場所づくりの部分ですけれども、14ページになりますが、(4)に安心できる遊び場の整備というところですね。放課後対策事業全体では、パブリックコメントの54から62のように、児童館に対しては比較的肯定的な意見が寄せられているのですが、一方で、そのこどもクラブ、学童保育だとか、放課後児童クラブですとか、放課後子供教室については、例えば12ページの44番のコメントのように、事業者ごとにプログラムの内容が異なることに教育・保育の質の格差を懸念する意見が寄せられているのです。

この点について、事業者ごとでやっていることですから、教育委員会があまり口出しはできない部分があると思うのですが、一定の基準というのを設けるのは難しいと思うのですが、その潤沢な資金だとか人材だとかノウハウを持っている事業者が市場を独占していったら、そうでない事業者が淘汰されていくということも何か心配な要因ではないかなと思うのです。安定的にこの放課後対策事業を進めていくに当たって、何か教育委員会として、一定のプログラムのようなものは提示できるのでしょうか。

○放課後対策担当課長 放課後子供教室については、まず安全安心な居場所を学校内で確保するというのがあります。その上でさまざまな体験とか、交流活動をするというこ

とがありますので、同じプログラムを全部のところでやるというのは、ちょっと違うのかなと考えております。

ただ、やはり昨今いろいろ、保護者の方に放課後子供教室のニーズを聞いてまいりますと、一定程度、例えば英語に親しむ機会であるとか、プログラミングであるとか、ご要望というのはもちろん寄せられておるところもあります。そういった点については、それぞれの学校に合わせて事業者がプログラムというか、内容を決めていくのですが、その際に、そういった意見もあるので、取り入れるようにと全部の事業者に申し伝えております。

それぞれ学校ごと、またお子さんの様子や、参加の学年構成などもちょっとずつ違うところもありますので、そういったところも見ながら、その学校に合った、またニーズに合ったものというのを提供していきたいと考えております。

○高森委員 基本は、安全安心な環境づくりというのを、教育委員会としてはこれは揺るがない部分で担保し、その上にプラスになっているカリキュラムの部分ができるだけほかのところと差がないように水準を上げてもらうという方向で、検討いただく形がよろしいかなと思います。

余り差が出てしまうと、保護者の意識やニーズが揺れ動いたりすることもあるので、そのあたりを気をつけていただけるといいのではないのでしょうか。よろしく願いいたします。私からは以上です。

○末廣委員 パブリックコメントの続きですけれども、これは20ページ以降に、計画前半ということで、全体的にいろいろ好意的なご意見もあるし、例えばこの83番みたいなものね、いろいろと具体的な策が見受けられないという。これも果たしてこの方がどの程度、台東区の今のそういうやっていることを実際に知っているのか。あるいは、その下、84番も、江東区と比較するとどうのというね、極端に言えば、22ページの90番なんかは、子育てに対して全て遅れていて魅力がないというね、こういう否定的なこれは何も全てだめだというような、これは実際に区の考え方を出すのに非常にくろうしたと思うのですけれども、やはりこれだけ、私が考えるのは、これだけきめ細かい方策を講じているわけですから、もうちょっとその台東区のやっていることを区民ももっと理解するようなものにしてほしいという感じがしますよね。

例えば、その後の91番も観光の区だから、それで子育てには不向きというのも聞こえるというのですが、果たして本当にそうなのかという気がしますし、やはり台東区の今の教育の現状と言いますかね、それをもっと区民の方に知っていただくというかね、いい面がいっぱいあるわけですからそういうところもPRしていくというのは大変ですけれども、区民の理解をもっと得る方向で、いろいろと発信していけばいいんじゃないかと思いますね。

これは感想です。

○高森委員 今、末廣委員がおっしゃった、大部分の区民は、こういった事業があると知らないという方もいらっしゃる。一方で、満足している方も大勢いらっしゃると思うのですね。中にはこうやってさまざまな貴重なご意見をいただく方がいらっしゃるわけ

です。

このパブリックコメントは2回目なのでしょうが、意見の受付件数が45人98件という数字ですね。台東区民は20万、コメントを寄せられない小さな子供もいますからそれは除くとしても、その中で、この人数というのは、前回と比べて増えているのでしょうか。それとも変わらない、大体このくらいの数がいつもなのでしょう。

○子育て・若者支援課長 前回、5年前は、21人の方にご意見をいただいて101件ということなので、大体件数としては同じくらい。ただ、全庁的に、ほかの計画と比較しましても、非常に多い件数と言いますか、ご意見は承れているのかなという認識ではおります。

○高森委員 もっと増やしてもらいましょう。受付件数を増やす工夫を少ししていただきたいのですけれども、何かアイデアはございませんか。

○子育て・若者支援課長 恐らく今回も、各施設で計画のこういった意見募集をやっているので、お声がけ等をいただいたりですとか、ご協力をお願いしたところでありまして。無理やり声をかけるのではなくて。

○高森委員 例えば、各種団体の総会などに出向いて伝えるとか、こちらもいろいろと露出度を上げないといけないと思います。パブリックコメントをやっていることすら知らないという方も大勢いらっしゃると思うので、周知の方法を工夫していただければと思います。

○垣内委員 一つだけ、資料編の参考データなんですけど、例えば155ページ就学前児童保護者調査の結果。これは対象、母集団がだれでどういうふうに回収して、どのくらいの回収率だったのか。

○子育て・若者支援課長 母集団につきましては、全体の人口の30%の方に調査をしております。就学前ということに関しましては、0から5歳の方で、8,000人の人口の方がいらっしゃるのですが、統計学的に必要なサンプル数、400弱というところで、調査件数としては1,900くらいということで、この程度必要な数字というのは得られたのではないかと考えているところでございます。

○垣内委員 そういうことをどこかにかかなくてもいいのですか。

○子育て・若者支援課長 こちらの調査の中には、そういった、どのくらいの方にお配りしたというところは、それでどのくらいの回収率というのは書かせていただいています、こちらのその計画をつくるに当たってのここの調査があつて、この概要の数字を資料として載せさせていただいているというところがありましたので、ちょっとそこまでは載せさせていただいていないというのが現状です。

○垣内委員 その調査からのデータだということをごどこかに記載したほうがよろしいのではないのでしょうか。つまり、たどっていけば、適切に踏査が行われたんだということがわかったほうがいいのではないかなと、思いました。

○子育て・若者支援課長 ご指摘のとおり、何の調査からというのは、記載すべきことかと思しますので、こちら、どのような記載をするか、検討させていただければと思います。

ありがとうございます。

○矢下教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、児童保育課のイについては、報告どおり了承願います。

4 その他

○矢下教育長 その他、何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 以上をもって、本日予定された議事日程は全て終了いたしました。

これもちまして、本日の定例会を閉じ、散会いたします。

午後3時35分 閉会